

第 83 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成 29 年 11 月 20 日（月）10 時 00 分～11 時 40 分
2. 場 所 神戸市役所 1 号館 14 階 AV1 会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）
荒川雅行、大井義規、柴田眞里、吹田勇人、玉置久、中川丈久、灘本明代、西村裕三、藤浪芳子、若松高志
 - (2) 実施機関の職員
市民参画推進局参画推進部消費生活センター所長
保健福祉局生活福祉部くらし支援課長
教育委員会事務局総務部学校経営支援課長
地方独立行政法人神戸市民病院機構法人本部アイセンター病院整備室室長代行
地方独立行政法人神戸市民病院機構神戸市立医療センター中央市民病院事務局総務課長
市民参画推進局参画推進部市民情報サービス課長
ほか
 - (3) 事務局の職員
市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス課長、企画調整局情報化戦略部担当課長
ほか
 - (4) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①兵庫県電子申請受付システムを利用した消費生活相談について
 - ②災害時要援護者リスト及び台帳の GIS(地理情報システム)化について
 - ③就学援助事務の見直しについて（新入学児童生徒学用品費の支給時期の変更）
 - ④神戸市立神戸アイセンター病院における医療情報システムの先端医療振興財団（旧先端医療センター病院）との電子計算機の結合について
 - ⑤旧先端医療センター病院の神戸市立医療センター中央市民病院への統合に伴う旧先端医療センター病院の治験及び臨床研究に関する情報の取扱いについて
 - ⑥市政情報室における防犯カメラの設置による個人情報の収集について
5. 議事要旨
 - (1) 審 議
 - ①兵庫県電子申請受付システムを利用した消費生活相談について
市民参画推進局参画推進部消費生活センターから、兵庫県電子申請受付システムを利用した消費生活相談の実施について、第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 メールで回答ということにして、8ページの図の中にメールサーバーが入っていないのですが、アタックをかけられるのがメールサーバーだと思いますので、メールサーバーの場所も書いておいたほうがいいのではないのでしょうか。
- 消費生活センター 分かりました。最終回答につきましては、県のシステムからは回答できませんので、神戸市のメールサーバーを利用しまして、私どもから回答させていただくという形になっておりますので、その部分を追記させていただきます。
- 委員 説明は十分なされたかと思うのですが、ひとつはこの委託の相談員の方が使っているPCは、スタンドアロンではなくどこかにつながっているという形態ですよね。それが本文にも明記されていないと思いますので、ちょっとグレーなような気がします。セキュリティ的には大丈夫であるということは、ご説明にあったのだと思いますが。あと、5ページの「6. 個人情報保護」の、③は「相談データの受付時に…相談者以外の者が相談データにアクセスすることができない」というのは、市民側から見れば相談者以外の人にはアクセスできないわけですが、市の職員も見ることができないように読めてしまいますし、次の④も「担当職員以外は相談データにアクセスすることができない」というのも、基本的には相談者は見ることができるわけですから、この部分ははっきり書かれた方がよいのではないかと思います。
- 消費生活センター 分かりました。
- 委員 従前のやり方の、神戸市ホームページからのウェブ入力で相談をするのと、今回のe-ひょうご（兵庫県電子申請共同運営システム）を利用するのと、市民サービスの向上という点では何が異なるのですか。
- 消費生活センター 相談者側から見た場合は、特段の変更ということはないかと思います。今までのシステムですと、相談者が入力した情報がそのまま私どもに送られてくると。今回のものは、内容そのものが送られてくるのではなく、私どもが県のサーバに見に行くということになると。相談者に対しては、ほとんど当日中に回答できていますので、相談者が登録したメールアドレス宛に返答されるということですから、特段、相談者側から見た場合に改善があるわけではありませんが、改悪もされていないということになるかと思えます。

- 委員 相談に対する回答は全てメールで答えることができるわけですね。その点は何も変わらないわけですね。
- 消費生活センター 変わりません。
- 委員 市のホームページを改修するのにコストがかかるため、県のシステムを利用するということですね。
- 消費生活センター はい。
- 委員 他にご質問はございませんでしょうか。
先ほど委員からご指摘のありました個人情報の保護に関する記述についてですが、委員のご意見に沿って修正されますか。
- 消費生活センター そのようにしたいと思います。
- 委員 それを条件として、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
神戸市消費生活センターが実施する消費生活相談に当たり、従前の神戸市ホームページからのウェブ入力による相談の受付を、新たに兵庫県電子申請共同運営システムを利用した相談の受付に変更することは、電話や来訪による相談が困難な市民からの相談にも対応することが可能であり、またデータベースの作成により、受け付けた電子申請相談について消費生活相談の集計に反映することができることから、市民サービスの向上に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としましては、妥当であるといいたしたいと思います。

②災害時要援護者リスト及び台帳のGIS（地理情報システム）化について

保健福祉局生活福祉部くらし支援課から、災害時要援護者リスト及び台帳のGIS（地理情報システム）化について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 もうすぐ12月で、3月から運用開始ということなのですが、対象となる人数が極めて多いように思うのですが、この短期間で承諾を得るのにどのようにされるのでしょうか。

- くらし支援課 平成 20 年度に個人情報保護審議会で審議いただいております、17 万 3 千人の要援護者リストの対象者につきましては、既に平成 20 年度から運用を開始しています。こちらにつきましては、本人同意によるものではなく、災害が発生した場合には安否確認や避難誘導を行政が行うということになっておりますので、各区分が各区役所に、CD-R の形で運用しております。同意をいただいた方についての要援護者台帳、既に市内 58 団体において台帳を交付しておりますが、今現在、平成 20 年度から開始しているデータの保有、及び地域団体への情報の交付につきましても、既に運用を開始しているところでございます。この度、新たにこのような形で実施するということにつきましては、本庁 1 台で保有しておりました、また兵庫区をモデルとして実施しておりましたものを、全区に配置したいということで、諮問させていただいている次第です。
- 委 員 データはあるというお答えだったかと思うのですが、今までは特に承諾を得るといったことをしているわけではないのですよね。データを抽出しておいたということに関して。
- くらし支援課 データを抽出して各区に配布するというのは、以前の個人情報保護審議会で、紙ベースのものにつきましては答申を得て認めていただいているところですが、地域団体への交付につきましては、各団体において住民の方に同意を得ていただいているということになっております。
- 委 員 問題があると思っているわけではないのですが、例えば 65 歳以上の単身高齢者の中には、お元気な方も含まれていると思うのですが、そのような方達は特段、支援には入らないのかなと思っているのですが、そのような方々はリストには載っている状態で、要援護者のシステム化には、同意を得てとなっているので、皆さんあまねくどこかで同意を得る仕組みがあるのでしょうか。
- くらし支援課 2つの要素がありまして、ひとつは災害時に、支援を必要としているのは誰なのかということ行政が把握するために 17 万 3 千人のリストを作成しています。それに加えて、要援護者支援条例の中に、支援団体を作っただいて、58 団体あるわけですが、元気な方も含め高齢者の方を対象に地域でアンケートをして、同意をいただいて、災害時に支援を希望される方の名簿を作成しまして、お渡しするということですので、地域団体に、17 万 3 千人のうち該当する方が 5 千人おられたとしても、支援を希望されなかった方はその中に入って参りませんので、人数はもっと圧縮されるということでございます。

- 委員 実際には同意された方だけが、ということですね。
- くらし支援課 はい。
- 委員 確認なのですが、2 ページにあるような情報がやりとりされるわけですね。これらの情報は、今までは紙ベースで地図には載せていないけれども、情報としては取り扱っていて、年 2 回、区には CD-R で配付されて、リストにされていたと。要するに、CD-R で配付されたものを、スタンドアロンの GIS システムに取り入れて、そこで地図上にプロットして、紙に出力するということですね。情報も追加されているわけではなく、見せ方の問題、ということですね。
- くらし支援課 はい。
- 委員 配付するところに関しては、今回の審議は対象外と考えてよいのでしょうか。GIS に取り込んだデータを、災害時に安否確認する人たちに渡すわけですが、その部分は今回の審議は対象外ということでもよろしいでしょうか。データを保存するところまでの話ということで。
- くらし支援課 はい。
- 委員 要援護者リストと台帳がありますよね。リストは市の担当課が持っていて、それを台帳に落とし込んで、台帳を地域支援団体に交付する、ということなのですね。地域支援団体というのは、具体的には自治会のことですか。
- くらし支援課 地域支援団体と申しますのが、要援護者支援条例に定められておりまして、例えば防災福祉コミュニティであるとか、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、民生委員・児童委員協議会、といった団体を指しています。
- 委員 他にご質問がございましたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
災害時の避難等において援護が必要と認められる災害時要援護者について、各区健康福祉課、各支所保健福祉課及び保健福祉局生活福祉部くらし支援課が保有する災害時要援護者リスト、並びに市から地域支援団体へ提供する災害時要援護者台帳における要援護者の住所を、地理情報システムを用いて地図上に表示することは、安否確認や避難支援を効率的に行うことに寄与するものであり、公益に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としましては、妥当であるといったしたいと思います。

③就学援助事務の見直しについて

就学援助事務の見直しについて、保健福祉局生活福祉部保護課、こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課、及び教育委員会事務局総務部学校経営支援課から条例第9条（利用及び提供の制限）及び条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 情報システム側から見た場合に、特段のシステム変更を伴うものではなくて、就学予定者の情報を新たに取り扱うように拡張するという事でよいですね。それから、最後の「個人情報の保護」ということで、システム上の保護や運用上の保護というのは、基本的には従前と変わらないという理解でよいでしょうか。
- 学校経営支援課 はい。
- 委員 データの話になりますが、現在でも、現在籍校コードというところに、12月の段階で就学予定校が既に入っているのですか。すなわちデータがあるのですか。
- 学校経営支援課 法律で学齢簿というものを作成することが決まっております、就学システムにおいては、10月1日時点の住民記録情報に基づいて在籍予定校をはめ込むことになっています。
- 委員 12月の段階でこのデータを取得する準備は整っている、ということでしょうか。
- 学校経営支援課 可能ではあるということです。
- 委員 13ページの図の中で、市立小学校から保護者に線が伸びていますが、市から市立小学校へは線が出なくてよいのでしょうか。市立小中学校は、この人が援助対象ですというデータをもたらるのは、このシステムによってではなく、別のシステムによるのでしょうか。
- 学校経営支援課 入学前支給に関しては、在籍予定校は、その子供さんが在籍することになるかどうかは確定しておりませんので、支給に関する情報を小学校におろすことは考えていません。

- 委員 そうすると、この申請案内というのは、皆さんにこういう制度がありますと周知するものなのでしょうか。
- 学校経営支援課 11月初旬から月末あたりにかけて、法定事務である入学前の健康診断を実施しておりまして、その際に全ての保護者の方に渡して、必要があれば申請してくださいと周知しています。
- 委員 12600人のうち2200件も申請があるのでしょうか。
- 学校経営支援課 そのくらいを最大で見込んでおります。昨年度実績で申し上げますと、1500件程度なので、もう少し少ないかもしれませんが、該当しない方でも申し込んでこられたりしますので。
- 委員 今回の場合は、3月に実施すれば7月にはしないということでしょうか。
- 学校経営支援課 3月に申請もれがあった場合につきましては、4月の入学後に対応しようと考えています。
- 委員 新しいやり方になっても、従前のタイミングでの処理も多少は出てくると。
- 学校経営支援課 はい。
- 委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
神戸市就学援助制度において、小学校・義務教育学校前期課程入学前に申請を受け付け、入学予定者にかかる生活保護及び児童扶養手当の受給情報を利用して電子計算機処理をすることにより、入学に当たって必要となる学用品費の一部の支給を、入学前に行うことは、保護者の負担軽減に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められること、また、個人情報保護の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当であるといったしたいと思います。

④神戸市立神戸アイセンター病院における医療情報システムの先端医療振興財団との電子計算機の結合について

地方独立行政法人神戸市民病院機構法人本部アイセンター病院整備室から、神戸市立神戸アイセンター病院における医療情報システムの先端医療振興財団との電子計算機の結合について、条例第12条（電子計算機の結合の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 先端医療センター病院で診療を受けた患者の同意を得て見に来るということですね。それから、紹介患者以外は閲覧できないということ、これは同じことですね。紹介された時点で、同意を得ているということではなくて、ということでしょうか。紹介はされたけれども、先端医療センター病院でのカルテは見て欲しくないということもありうるということでしょうか。紹介と同意は別ということ。
- アイセンター病院整備室 見て欲しくないという患者さんもいらっしゃいますので、同意を得てから見せていただくということにしております。
- 委員 このアイセンター病院は、両方の眼科機能を集約ということなのですが、旧先端医療センター病院における眼科のデータは、引き続き先端医療振興財団が保有しているということでしょうか。
- アイセンター病院整備室 保管義務がございますので、先端医療振興財団に置かれているということになります。
- 委員 全部を、アイセンター病院へくださいということではないということですね。
- アイセンター病院整備室 はい。
- 委員 承諾されている患者さんであるかどうかというのは、「運用上の対策」で触れられている本人からの申し出であるとか、あるいは先端医療振興財団へ連絡することでという、何らかの形でIDを知らない限りはアクセスできないというところで、承諾のないアクセスを阻止しているという理解でよろしいですか。
- アイセンター病院整備室 そのとおりです。
- 委員 もう一つ、アイセンター病院の電子カルテ端末は、誰もが操作できるものではないのですね。
- アイセンター病院整備室 アクセス権、ユーザーIDで管理していますので、誰でも操作できるというものではございません。
- 委員 その点は常識的なこととして理解したらよろしいですね。

- アイセンター病院整備室 はい。
- 委員 先ほどの続きになりますが、6 ページの最上部の「紹介患者以外の患者情報を閲覧できない」とは、同意を得た患者以外を閲覧できないという意味でしょうか。
- アイセンター病院整備室 はい。
- 委員 紹介された患者が全て同意した患者だとは限らないとお話だったので、「同意のある患者以外の患者情報は閲覧できない」と記載するのが適切ではないでしょうか。
- アイセンター病院整備室 「紹介患者で、かつ同意を得た患者の情報のみ閲覧できるようにする」といたします。
- 委員 紹介を受けているわけではないが、自分からアイセンター病院のほうへ来てしまった、という患者さんは、紹介患者になるのでしょうか。
- アイセンター病院整備室 そのような場合は紹介患者にはならないと思います。
- 委員 そうなると、やはり「紹介かつ同意」ということなのですね。
- アイセンター病院整備室 はい。
- 委員 他に質問はございませんでしょうか。今、委員の指摘された点、6 ページの「検索機能の削除」のところは、修正いただくということによろしいですね。「紹介かつ同意をした患者」というように。
- アイセンター病院整備室 はい。
- 委員 そのように修正していただくということを前提にしまして、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
- 旧先端医療センター病院の眼科機能を神戸アイセンター病院へ集約するに当たり、旧先端医療センター病院受診時の診療情報の提供に同意している患者情報を、神戸アイセンター病院での診療の際に迅速・詳細に閲覧できるように、神戸アイセンター病院と先端医療振興財団の医療情報システムを連携することは、質の高い医療を提供することに寄与するものであり、公益に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定で

あることから、本審議会の意見としては、妥当であるといいたしたいと思います。

⑤旧先端医療センター病院の神戸市立医療センター中央市民病院への統合に伴う旧先端医療センター病院の治験及び臨床研究に関する情報の取扱いについて

地方独立行政法人神戸市民病院機構神戸市立医療センター中央市民病院事務局総務課から、旧先端医療センター病院の神戸市立医療センター中央市民病院への統合に伴う旧先端医療センター病院の治験及び臨床研究に関する情報の取扱いについて、条例第7条（収集の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 11月1日に病院統合、事業承継ということで、診療部門は既に統合が済んでいて、治験・臨床研究部門はまだこれから、ということなのでしょうか。
- 中央市民病院総務課 治験・臨床研究部門も、11月1日に統合しております。
- 委員 統合はしているのだけれども、事業承継を別途結ぶのは、情報の関係でしょうか。
- 中央市民病院総務課 この情報の部分については、11月1日に移管はしておりません。
- 委員 諸手続きを経てから、ということでしょうか。
- 中央市民病院総務課 はい。
- 委員 先端医療センター病院の、再生医学、映像医学という部分は今回対象外で、治験・臨床研究に関するデータだけ、中央市民病院へ移管するということなのでしょうか。
- 中央市民病院総務課 再生医学、映像医学につきましても、治験・臨床研究の一部とお考えいただければと思います。
- 委員 切り口が違うわけですね。再生医学、映像医学、治験・臨床研究と3つが並行関係であるわけではなくて。治験・臨床研究に関しては、全部中央市民病院に移管されるということですか。何が先端医療財団に残って、何が中央市民病院へ移管されるのかということとは、どうなりますか。
- 中央市民病院総務課 電子カルテ上に残っています一般診療であるとか、治験・臨床研究も、一般

の診療とは少し異なりますが、外来、入院と治験に関わる診療の部分がございまして、そういったものは統合に伴いましても先端医療振興財団に残っているのですが、それに加えて、新しく開発中の薬を患者さんに投与した場合にどのような効果があった、どのように安全性が担保されて、結果どうであったという情報であるとか、治験なり臨床研究なりを行うに当たって関係する医療機関、企業との契約をどのように結んだかなど、様々な情報がございまして、そのような部分につきましては、電子カルテ上別のデータが書類であったり、サーバ上に残っている情報がございまして、それを全て抽出して中央市民病院へ移管するというところでございます。

○委員 それは、治験・臨床関係はすべて移管して、診療データは残しておく、その違いはどこから来るのでしょうか。例えば、眼科が統合した場合に、前の先端医療病院にいらっしゃったドクターが中央市民病院に移ってこられているわけですね。それで、先端医療センター病院のときに診察していた患者さんを、引き続き中央市民病院で診察するということがありうるわけですね。そうであれば診療データも中央市民病院へ移管すればいいのではないかと思ったのですが。治療・臨床研究データと診療データの取扱いをなぜ切り分けているのでしょうか。

○中央市民病院総務課 今回の統合は、統合という表現をしていますが、厳密に言いますと、先端医療センター病院の廃院と中央市民病院の増床ということでございますので、厳密には事業譲渡ではありません。ですので先端医療センター病院の診療記録については、引き続き先端医療振興財団で保管する必要がございます。

○委員 診療記録は持って行ってはいけないということですね。それと治験・臨床研究データというのは少し性格が違ふと。統計的な情報であるとか、個人情報性が低いから、持って行くことができるという整理なのでしょうか。

○中央市民病院総務課 はい。

○委員 残されたいろんな種類のデータの塊を移管するということが、今回行われることですね。それは事業譲渡というよりも、単純に情報の譲渡と呼べばよいのではと思います。事業譲渡というのと、有機一体となったいろいろなものの譲渡、という感じがしますが、先ほどのお話を伺うと、全体としての事業譲渡ではないということですので。

○委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
旧先端医療センター病院の治験・臨床研究部門の神戸市立医療センター中

中央市民病院への統合にあたり、旧先端医療センター病院で実施された治験及び臨床研究データを神戸市民病院機構が事業承継し、中央市民病院が当該臨床研究及び治験に関する個人情報を取得することは、今後の疾病の予防・診断・治療方法の改善や疾病の原因究明等に寄与するものであり、公益に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当であるといいたしたいと思います。

⑥ 市政情報室における防犯カメラの設置による個人情報の収集について

市民参画推進局参画推進部市民情報サービス課から、市政情報室における防犯カメラの設置による個人情報の収集について、条例第7条(収集の制限)に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 特に保存が必要と認めて、電子記録媒体に複写して取り込んだ情報は、どのようにして保存するのでしょうか。
- 市民情報サービス課 鍵付きのキャビネットで保管することになります。電子記録媒体、主に USB になるかと思いますが、あくまでも不当要求行為等が発生して、記録データを引き続き保存する必要がある場合に限られますので、ほとんどないかとは思いますが、鍵のかかる保管庫で保管して参ります。保存の必要がなくなった場合につきましては、物理的に破砕して、廃棄するように考えています。
- 委員 目的が迷惑行為の証拠保全、あるいは抑止するということですが、迷惑行為が起きるのは公開室ではないのかという気がするのですが。オープンスペースではなく、公開請求や個人情報の開示請求に関する相談を受けているときに、起きるのではないですか。
- 市民情報サービス課 私どもは、1号館、2号館に受付がございまして、庁舎案内業務をしております。また、2号館の1階に市民相談室がございまして、相談業務を行っております。そのような場所でトラブルが生じた場合に、2階の市政情報室に来られるということがしばしばございますので、そのような場合の対応につきましては、公開室ではなくオープンスペースのテーブルでお話を伺う対応をして参りたいと考えております。
- 委員 そうすると、公開請求・開示請求に関するトラブルというよりも、全般的な防犯のためということでしょうか。

- 市民情報サービス課 一般的な防犯のため、ということでした、またこの市政情報室そのものが、本庁内ではあまり例のない、現金を取扱う事務を行っております。現金の収受がありますので、一般防犯を想定して、防犯カメラを設置させていただきたいと考えております。
- 委員 公開請求・開示請求に関する迷惑行為は、今のところそれほど懸念されていないということでしょうか。
- 市民情報サービス課 公開請求や開示請求の関係でも、不当要求等に類するようなケースの場合には、オープンスペースで対応する可能性はございます。
- 委員 24時間とか、1ヶ月といった期間は、これまでの経験に基づかれたものだと思うのですが、受付は24時間されているのですか。
- 市民情報サービス課 受付は24時間ではありませんが、映像の撮影は大体において常時というのが一般的でございます。また、1ヶ月以内という期間につきましては、装置の機能としてその範囲内で書き込まれていくと聞いておりますので、実質的にはその程度の保存期間となるのかと思います。
- 委員 この審議会で承認されれば、設置の目途はいつごろになるのでしょうか。
- 市民情報サービス課 ご了承をいただければ、翌月くらいから業者と相談して参りたいと考えています。
- 委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
市政情報室に防犯カメラを設置することは、犯罪や迷惑行為等の抑止及び発生時の迅速・適切な対応に寄与するものであり、利用者の安全確保の観点から公益に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当であるといったしたいと思います。
- 委員 本日審議いたしました、9件の諮問への答申文ですが、審議会としての方向性については結論が出ていますので、文言等の調整は、私に一任いただけますでしょうか。
- 委員 異議なし。

○委員　それでは、これをもちまして、第 83 回 神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。